



2025年4月16日

各 位

会社名 株式会社 イメージワン  
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩  
(コード番号 2667 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理部長 横山 恵一  
(TEL 03 - 5719 - 2180)

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、2024年3月28日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の計上見込みに関するお知らせ」にて開示しましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する6,507万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。その後、当社は、金融庁長官から2025年4月11日付の審判手続開始決定通知書を2025年4月14日に受領いたしました。

上記通知書に対して、当社は、本日開催の取締役会において、当該課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。なお、当社は、当該課徴金相当額を、2025年9月期第2四半期決算（2025年1月1日～2025年3月31日）に、特別損失として計上する見込みであります。

当社はこの度の事態を真摯に受け止め、引き続き再発防止に取り組むとともに、信頼の回復に努めてまいります。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以 上